

香芝市告示第116号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、近鉄二上駅およびJR香芝駅の自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車および原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

令和4年12月22日

香芝市長 福岡 憲 宏

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 令和4年12月20日（火）
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、近鉄二上駅およびJR香芝駅
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
香芝市北今市5丁目634番地1
- 5 引取期間 撤去日より60日間
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 10時から13時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所生活安全部生活安全課（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 080-8348-1628）